三田市監査委員告示第 13 号

財政援助団体監査の結果に基づく措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第９項の規定により令和８年 10 月 20 日付で提出した標記監査の結果に基づき、又はこの結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、同条第 14 項の規定によりこの通知に係る事項を公表する。

令和８年 10 月 29 日

三田市監査委員　　増　田　　豊

同　　金　子　　敬　之

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年　度	番　号
	8	1

監査結果報告日	令 和 8 年 10 月 20 日 監査結果報告
対象監査	令和8年度財政援助団体監査
対象部署等	産業振興部まちのブランド観光課
補助事業名	三田市観光振興事業補助金
指摘事項	補助事業者における源泉徴収について 所得税法第１８３条において「第２８条第１項（給与所得）に規定する給与等の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月１０日までに、これを国に納付しなければならない。」と規定されているところ、源泉徴収がされていない謝礼金の支出がありました。 所得税の源泉徴収については、法令等に従い適切に行うよう指導してください。
改善措置通知日	令 和 8 年 10 月 22 日 改善措置通知
改善措置内容	所得税の源泉徴収については、法令等に従い適切に行うよう指導した。
改善措置公表日	令 和 8 年 10 月 29 日 改善措置公表

＜留意事項＞
※担当課は太枠欄のみ記入してください。
※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
※本通知票は地方自治法第199条の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年　度	番　号
	8	2

監査結果報告日	令 和 8 年 10 月 20 日 監査結果報告
対象監査	令和8年度財政援助団体監査
対象部署等	産業振興部まちのブランド観光課
補助事業名	三田まつり開催事業補助金
指摘事項	補助事業に係る事務処理について 一部の契約において、「業務委託契約書」に規定されている書面の徴取がされていないものや、業務完了後に「検査調書」が作成されていないものがありました。 また、事務処理は、市の規則を準用して行われていますが、一部の処理において、専決区分の誤りがありました。 今後は、適切な事務処理を行うよう改善を図るとともに、事務処理にかかるチェック機能が働くような体制を整えるよう努めてください。
改善措置通知日	令 和 8 年 10 月 22 日 改善措置通知
改善措置内容	補助金団体に対して事務手続きについて次のとおり指導した。 また今後、同様の不備がないよう補助交付金側の監査・指導を徹底する。 1　業務委託契約書に規定する書面の徴取及び業務完了後の検査調書の作成について、契約書の規定に基づき確実に行うよう指導した。 2　専決区分の誤りについて、準用している市の規則に基づく専決区分を改めて確認させ、決裁区分を一覧にした資料を作成し、事務担当者間で共有するよう指導した。
改善措置公表日	令 和 8 年 10 月 29 日 改善措置公表

＜留意事項＞
※担当課は太枠欄のみ記入してください。
※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
※本通知票は地方自治法第199条の規定により公表します。